



川 監 委 発 第 1 1 9 号

令 和 6 年 1 0 月 2 8 日

川 越 市 長 川 合 善 明 様

川越市議会議長 中 原 秀 文 様

川越市教育委員会

教 育 長 新 保 正 俊 様

川越市監査委員 中 沢 雅 生

同 石 川 隆 二

同 小野澤 康 弘

同 桐 野 忠

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第 1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第 2 監査の対象

教育総務部及び学校教育部

川越小学校、月越小学校、古谷小学校、南古谷小学校、
初雁中学校、野田中学校、東中学校、南古谷中学校

第 3 監査の期間

令和 6 年 6 月 2 7 日から令和 6 年 1 0 月 2 8 日まで

第 4 監査の方法

監査委員が監査対象施設に出向き、施設及び物品等の監査を実施した。
今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

1 施設の管理について

着眼点 ①施設・設備の管理状況

2 安全対策について

着眼点 ①来校者の管理状況 ②避難訓練等の実施状況

3 物品の管理について

・ 備品等の管理について

備品出納簿より 3 件を抽出した。

着眼点 ①管理状況

・ 刃物類の管理について

着眼点 ①管理状況

・ 薬品の管理について

着眼点 ①管理状況

4 現金等の管理について

着眼点 ①現金、通帳、通帳印の保管状況

②管理職による現金出納簿等のチェック状況

③現金の納入状況

④現金出納簿、通帳、領収書等の確認（実査）

⑤郵便切手の確認（実査）

⑥使用時の確認状況

5 その他

着眼点 ①情報の管理等

第5 監査を執行した監査委員

中沢雅生、石川隆二、小野澤康弘、桐野忠

第6 監査の結果

監査の対象となった各施設における施設管理等については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められた。

事務処理上留意すべき点で軽易なものは、監査執行の際口頭で述べたが、監査の結果は以下のとおりである。

1 施設の管理について

(要 望)

監査対象となった小中学校8校のうち6校において、施設の老朽化等に伴う修繕を要する箇所が散見された。

教育委員会においては、緊急を要するものから計画的に修繕するよう要望する。

2 安全対策について

(要 望)

南古谷中学校において、来校者に対して呼び鈴のみで対応していた。

危機管理上、インターフォンを設置するなど、防犯対策を強化するよう要望する。

3 物品の管理について

(要 望)

各学校における刃物類管理規程においては、のこぎりなどが管理対象となる刃物類として規定されているが、一部の学校において備え付けられている、裁ちばさみなどは、現状管理対象とはされていなかった。

規程に関し所管する学校管理課が中心となり、各学校における、安全で適正な刃物類の管理が行えるよう、規程上管理対象とする刃物類に関し見直しを行うことについて検討されたい。

4 現金等の管理について

(意 見)

日本スポーツ振興センター災害共済給付保護者負担金未納分について、教育指導課から送付される納入通知書兼領収書の配布が遅延したため、収納した現金を金融機関へ納入することができず、川越小学校と初雁中学校において、1箇月以上保管されていた。

会計規則、公金等取扱い基本マニュアル等にのっとり、適正に事務処理をすること。

(要 望)

初雁中学校において、準公金である学年費・教材費について、1箇月以上立替払の精算が行われていないものがあった。

やむを得ず立替払を行った場合は、速やかに精算するよう周知徹底されたい。

5 その他（情報の管理等）

(意 見)

前回、川越市外部記録媒体取扱要領の適用が除外されている小中学校の外部記録媒体の管理について、当該要領に代わる取扱基準が定まっていない状態で運用されていた件に関して、今回も同様に措置されていなかった。

所管課である教育指導課が中心となり、必要に応じて関係課と協議の上、各学校における外部記録媒体の取扱基準を速やかに定め、適正に管理が行われるよう指導の徹底を図られたい。

※取扱い

指 摘： 次に該当する場合について、監査委員がその是正を求め表明する指摘事項をいう。

- (1) 合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。
- (2) 法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なもの。

意 見： 「指摘」には至らないものの、合規性又は妥当性の観点から何らかの課題が認められ不適切と言わざるを得ないもので、早期にその是正を行うことにより将来的に重大な影響の発生の阻止が期待されるもの、又は行政効果の拡大に繋がるもの。そのほか、「注意」が改善されず再度「注意」を受けた場合には、以降「意見」として取り扱うものとする。

要 望： 何らかの不適切な事項に対し、「あるべき姿」や「その方向性」を提示するとともに、一定の改善策又は目標値等を示しつつ、監査委員が願望として表明する所感をいう。

なお、「指摘」、「意見」に至らない程度の軽微な不適切事項等を「注意」として
いる。